

事業計画意見書に対する見解書（公告用）

令和6年9月13日

住 所 大阪府東大阪市若江西新町三丁目1番5号
 事業計画者 氏 名 伊賀環境サービス株式会社
 代表取締役 岸 田 昌 信

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例（以下「本条例」といいます。）第25条第2項及び本条例規則第22条の規定により、弊社の産業廃棄物処理施設の設置等の事業計画に対する意見書に対し、弊社の見解書を作成しましたので、これを公告します（別紙見解書ご参照）。

産業廃棄物の処理施設の設置等の目的		本件事業は、過去にゴルフ場開発用地として取得し、未利用となっていた土地の一部を活用して、産業廃棄物最終処分場の需要に応えることを目的とする。
産業廃棄物の処理施設の設置等の場所		三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類		安定型産業廃棄物最終処分場
産業廃棄物の処理施設において処理する産業廃棄物の種類		廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。）／ゴムくず／金属くず／ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）／工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物（石綿含有産業廃棄物を含む。）
産業廃棄物の処理施設の処理能力		300m ³ ／日（8時間） 面 積：24,917.85m ² 埋立容量：251,055m ³
事業計画意見書 に対する見解書 の縦覧方法	縦覧場所	事業計画者の事務所（大阪府東大阪市）及び事業計画者ホームページ、伊賀市役所大山田支所、各地区市民センター（阿波地区市民センター、布引地区市民センター及び山田地区市民センター）
	縦覧開始予定	令和6年9月13日
	縦覧時間	9時00分～12時00分 13時00分～17時00分

見解書に対する 再意見書の 提出方法等	阿波地域住民 自治協議会の 地域住民の 皆様	(1) 意見書は弊社指定の様式（任意）※1 (2) 提出先：※2のとおり (3) 意見書提出期限（厳守） (郵送の場合) 令和6年10月13日必着 (メール場合) 令和6年10月13日23:59
	布引地域住民 自治協議会の 地域住民の 皆様	(1) 意見書は弊社指定の様式（任意）※1 (2) 提出先：※2のとおり (3) 意見書提出期限（厳守） (郵送の場合) 令和6年10月13日必着 (メール場合) 令和6年10月13日23:59
	山田地域住民 自治協議会の 地域住民の 皆様	(1) 意見書は弊社指定の様式（任意）※1 (2) 提出先：※2のとおり (3) 意見書提出期限（厳守） (郵送の場合) 令和6年10月13日必着 (メール場合) 令和6年10月13日23:59

※1 意見書は弊社指定の様式をご使用ください（任意）。ただし、弊社指定の様式を使用されない場合においても、①意見書提出者の氏名・住所（法人様その他団体様の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、②事業計画者（弊社の会社名及び代表者氏名）、③事業計画地及び④産業廃棄物の処理施設の種類（安定型産業廃棄物最終処分場）及び⑤意見の理由を記載していただく必要があります（本条例規則第21条）。また、意見の内容は、弊社の事業計画に対し、生活環境の保全上の見地からの意見に限りますので、この点、ご理解くださいませ。

※2：意見書提出先

（郵送の場合） 〒578-0944 大阪府東大阪市若江西新町三丁目1番5号
伊賀環境サービス株式会社 事務局宛

（メールの場合） info@iga-envsrv.co.jp 同アドレス宛に意見書を送信してください。

（再見解書の提出）

関係住民の皆様から再意見書の提出があった場合、弊社は、再意見書提出期限から概ね3ヶ月以内に再見解書を作成し、上記事業計画書の縦覧方法と同様の方法により、これを縦覧に供します。また、弊社が再見解書の縦覧を開始する場合、縦覧開始予定日の3日前までに、弊社ホームページで告知させていただくとともに、各自治協議会の事務局様あてにご連絡致します。

弊社と関係住民の皆様との間における再々意見書及び再々見解書のやりとりは、以後、概ね上記の方法と同様の方法によるものとします。